令和6年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議（7月23日開催）

犯罪被害者の公営住宅への入居

国土交通省住宅局住宅総合整備課

犯罪被害者の公営住宅への入居

国土交通省

犯罪被害者等基本法（平成16年12月8日公布、平成17年4月1日・施行）＜議員立法＞

（居住の安定）
第十六条　国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、**公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずる**ものとする。

第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）　抜粋

Ⅴ 重点課題に係る具体的施策
第１ 損害回復・経済的支援等への取組　３ 居住の安定（基本法第16条関係）
(1) 公営住宅への優先入居等
ア　地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用の取扱いの推進を図る。
イ　公営住宅への入居に関し、都道府県営住宅における広域的な対応や市区町村営住宅を管理する市区町村を含む地方公共団体間の緊密な連携を地方公共団体に対して要請していることについて、**会議等の場を活用して周知**する。
ウ～エ　（略）
オ　関係機関と連携し、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を行う。

（自民）司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るＰＴ　公営住宅関係の議論（概要）

○　犯罪被害者等については、基本法16条（居住の安定）関係の取組として、優先入居等の取扱いについて平成17年に通知を発出し、地方公共団体担当者向け研修会等で優先入居の対象とするよう働きかけを行ってきたが、通知上で積極的な検討までは求めておらず、**優先入居の対象としている団体が令和２年度末で全体の約２割にとどまっている**。
○　犯罪被害者等からは、**公営住宅から公営住宅への転居が認められない、公営住宅に入るには保証人を求められるとの声**が寄せられている。
○　令和５年３月24日付で改正した通知（以下を明示）
・基本法16条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等を**優先入居対象とするよう積極的に検討**すること
・公営住宅の入居が決定した犯罪被害者等に**保証人確保を求めないなど配慮**すること
・入居者又は同居者が犯罪等により害を被り、当該公営住宅への居住が困難となった等、地方公共団体が他の公営住宅への移転が適切と判断した場合、**他の公営住宅への移転が可能**であること
について、研修会等で要請を行うとともに、既に優先入居対象としている団体の情報を他の団体にも共有することで、各団体が優先入居対象とした上で、**犯罪被害者等に配慮した適切な取扱いがなされるようにすべき**。

犯罪被害者の公営住宅への入居（通知改正）

国土交通省

犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、公営住宅を管理する地方公共団体へ平成17年に要請。
その後、犯罪被害者等の居住の安定等の観点を含んだ、犯罪被害者等への支援を目的とした条例の制定が進んできている状況もあることから、犯罪被害者等に対する支援をより進めていくため、通知を改正。

【犯罪被害者等の公営住宅への入居について（令和５年３月２４日付国住備第４００号 住宅局長通知）】

（改正の概要）

改正後 （※青字を追加）	改正前
○　地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により**優先入居が可能**であるため、**犯罪被害者等基本法第16条の趣旨を踏まえ、積極的に検討する（例えば、犯罪被害者等支援に関する条例を制定し、居住の安定等について規定した場合には、優先入居の取扱いについて検討する）**とともに、本来入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で補助金適正化法第22条の規定に基づく承認を得た上で、公営住宅を**目的外使用することが可能**（基本計画の「ア」関係）	○　地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により**優先入居が可能**であるとともに、本来入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で補助金適正化法第22条の規定に基づく承認を得た上で、公営住宅を**目的外使用することが可能**（基本計画の「ア」関係）
○　**犯罪被害者等の置かれている状況に鑑み、保証人の確保を求めないなど配慮する**	（新設）
○　**公営住宅の入居者又は同居者が犯罪等により害を被り、当該住宅への居住が困難となり、事業主体が他の公営住宅への移転が適切と判断した場合、居住の安定の観点から、特定入居の対象となる**	（新設）

○　二次的被害の防止等の観点から、**従前の居住地とは異なる市町村に存する公営住宅における入居又は目的外使用が想定**され、取扱いを円滑に進めるため、入居者資格における**居住地要件の緩和に配慮**するとともに、**都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む事業主体相互間における緊密な連携**に努めること。また、**都道府県は管内市町村及び他都道府県と緊密な連携**を取りつつ、**犯罪被害者からの居住の安定確保要望に適切に対応**すること（基本計画の「イ」関係）。

○　優先入居及び目的外使用の実施に当たり、**各都道府県警察及び検察当局等関係機関との緊密な連携**を図り、犯罪被害者等の支援のため適切な対応を図ること。特に**被害直後等の犯罪被害者等への情報提供については関係機関の協力を得つつ、積極的に対応**すること（基本計画の「ウ」関係）

（優先入居の方法）

①戸数枠設定方式：　**募集を行う公営住宅の住戸の中に、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式**

②倍率優遇方式　：　優先入居の取扱いを行う世帯の抽選における当選率を、他の一般の入居申込者より有利に取扱う方式

③ポイント方式　：　住宅困窮度合の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式。（障害者世帯同士や子育て世帯同士等であっても、障害者程度区分や子の年齢等に応じて点数に差を設けるなどの取扱いが考えられる。）